

京都市教育長告示第8号

平成26年4月1日京都市教育委員会教育長告示第1号（学校施設の指定）の一部を次のように改めます。

平成29年8月1日

京都市教育長 在田 正秀

元京都市立崇仁小学校の項及び元京都市立清水小学校の項を削る。

（総合教育センター学校統合推進室計画課）